竹田市ケーブルネットワーク施設指定管理仕様書

Ⅰ．趣旨

　　竹田市ケーブルネットワーク施設について、維持管理及び運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法 （昭和２２年法律第６７号 ）第２４４条の２第３項及び竹田市ケーブルネットワーク施設条例（平成２０年竹田市条例第３２号）第３０条の規定に基づき、指定管理を行うにあたり、業務の内容及びその範囲をこの仕様書に定めるものとする。

Ⅱ．管理にあたっての基本的考え方

竹田市ケーブルネットワーク施設は、竹田市の地域情報の近代化と生活環境の向上を図るため、各種の情報提供を行い、広報活動及び住民相互の連携を密にし、地域の活性化を図るとともに、新しい高度情報社会に適応した明るく、住み良い、豊かなまちを建設することを目的に、当該施設が有効に活用されることを心がけて管理運営を行なうものとする。

Ⅲ．法令順守建設工事等

本業務の遂行にあたり、放送法その他関係法令及び以下の条例等を遵守して行うものとする。

・竹田市ケーブルネットワーク施設条例(平成20年竹田市条例第32号)及び条例施行規則(平成20年竹田市規則第31号)

・竹田市ケーブルネットワーク施設放送番組審議会規則(平成21年竹田市規則第57号)

・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

・竹田市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成17年竹田市条例第78号)及び条例施行規則(平成17年竹田市規則第60号)

・竹田市ケーブルネットワーク施設広告放送取扱要綱(令和3年竹田市告示第77号)

・竹田市自主放送番組基準

・その他の関係法令

Ⅳ．業務場所

　（１）名称：竹田市ケーブルネットワークセンター

　（２）場所：竹田市久住町大字久住６１６１番地１　　竹田市役所久住支所３階

Ⅴ．業務の内容

　１．施設等の管理業務

　（１）設備機器等の管理業務

　　　①　竹田市ケーブルネットワークセンターの占有場所の一切の管理

　　　　　（清掃、火災予防、戸締り点検等の実施）

　　　②　事務室、スタジオ、編集室の各室は、設備機器の安定稼働が図れるよう常に整理整頓を行い、適正な管理を行うこと。

　　　③　各室の設備及び機器については、数量の確認等適正管理を行うこと。

　　　④　ヘッドエンド及びネットワーク機器室については、保守業者の入退室者の把握、施錠を行うものとする。

　　　⑤　スタジオ機器、編集機器、ヘッドエンド内の機器については、安定稼働が図れるよう適正管理を行い、機器の故障等があるときは速やかに竹田市へ報告し、対応を協議すること。

　　　⑥　スタジオ機器、編集機器の修繕については、基本協定書に定める金額の範囲内で行うこと。

　　　⑦　スタジオ機器、編集機器の基本協定書に定める金額を超える修繕、機器更新については竹田市と協議し、その費用については竹田市が負担する。

　（２）既設の事務機器、事務備品類の管理について

　　　①　既設のパソコンなどの事務機器については、当分の間、無償貸与することとし、更新時期が到来した場合は、その対応について指定管理者と竹田市の双方で協議する。

　２．番組制作及び放送業務

　（１）番組制作

　　　①　制作番組は、番組の企画及び調整、収録・取材、編集の一連の作業一切とする。

　　　②　番組制作に係る新しい企画については、竹田市と協議のうえ行うこと。

　　　③　番組の製作本数は、下記のとおりとする。

　　　　　・市内で行われた行事や告知に関する、１時間番組（自主番組）（１週間更新）

　　　　　・イベント告知や各種お知らせなどに関する、１５分番組（静止画、１週間更新）

　　　　　・市内で行われた講演会などの特別番組（年間数本）

　　　　　・全国高校野球選手権大分大会の生放送

（映像･音声は大分県ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰから生配信あり）

　　　　　・緊急事態が発生したとき等の特別放送

　　　④　制作した番組については、放送後も、保存・整理を行うこと。

　（２）議会中継及び再放送

　　　①　議会中継については、議会開会日、代表質問、一般質問について、議会会議システムの映像・音声により生放送すること。

　　　②　議会再放送については、生中継後、３週間以内に、日中・夜の２回行うこと。

　（３）ＣＭ放送

　　　①　市内の法人等からＣＭ放送の依頼を受けた場合、ＣＭ放送料は受注者が一旦収受し、竹田市へ納入すること。

　　　②　ＣＭ放送料は、竹田市ケーブルネットワーク施設広告放送取扱要綱に掲げる金額とする。

　　　③　竹田市へ納入したＣＭ放送料の７５％を、収入のあった翌月末までに指定管理者へ支払うものとする。

　（４）指定管理者の自主事業

　　　①　受注者は、ＣＭ制作や映像制作等の自主事業を行うことができる。

　　　②　自主事業を行うために使用した、竹田市所有の施設使用料については、行政財産の目的外使用として、竹田市土地及び建物貸付料算定基準等に基づく金額を市に納付するものとする。（金額は指定管理者選定後に協議する。）

　（５）テレビ放送

　　　①　竹田市民チャンネル１（111ch）

　　　　ア．2.-(1)-③の自主番組については、１日６時間以上放送すること。

　　　　イ．竹田市と協議のうえ、自主制作番組以外の提供にも努めるものとする。

　　　　ウ．放送スケジュールは、竹田市と協議のうえ作成し、整理すること。

　　　②　竹田市民チャンネル２（112ch）

　　　　ア．竹田市河川監視カメラ映像を２４時間放送すること。（監視カメラは竹田市総務課管理）

　（６）データ放送の運営管理業務

　　　①　データ放送については、番組制作で把握した情報、市内団体からの情報提供及び市から依頼を受けた情報の登録を行うこと。

　（７）管理運営条件

①　番組制作にかかる諸費用については、全て指定管理料に含む。ただし、竹田市が負担を申し出る費用及び持ち込む物品は除く。

②　制作した番組の映像は、全て保存し、台帳を備える。また、他者の著作権について再放送（アーカイブを含む。）するため、出演者の許諾を考慮しておくこととする。

③　制作した番組の著作権及び映像等の媒体はすべて、竹田市に帰属する。なお、取材番組等において主催者が竹田市以外の場合の著作権は、そのつど主催者と協議のうえ、明確にすること。

④　放送事業の評価として加入者の意見や要望等を把握し、運営に反映させるよう努めること。

⑤　市が必要に応じて開催する番組審議会については、指示をした資料を作成し、出席するものとする。

３．加入者管理等業務

　（１）受付業務

　　　①　加入申込、休止・再開、地位承継、解除等に係る問合せの対応及び受付を行い、受け付けた申請書等は情報推進課へ送付すること。

　　　　　（分担金及び再開手数料の調定等については久住支所市民係へ引き継ぐ。）

　　　②　加入者宅の機器故障、伝送路支障・障害等の連絡があった場合は、情報推進課へ連絡すること。

　　　③　受付業務については、平日（土日祝日、年末年始を除く）の８時３０分から１７時までとする。　（※現行の久住センターでの受付分：月１３～２０件）

　４．竹田市が行う事業の補助業務

　（１）市が行う事業の補助業務

　　　①　市のＰＲ活動に伴う事業の補助

　　　②　総務省等への報告業務の補助

　　　③　ケーブルテレビに関する会議等への社員の派遣

Ⅵ．個人情報の保護

個人情報及び施設の管理に関して知り得た情報の漏洩防止及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

Ⅶ．提出書類及びデータ

　　指定管理者は、下記に掲げる内容を竹田市に提出し、承認を得なければならない。

①　次の各号に掲げる事項を記載した翌年の事業計画書等を１０月１５日までに提出しなければならない。

　(１)　事業計画書

(２)　人員配置計画書

　(３)　管理運営に関する収支計画書

　(４)　その他、竹田市が必要と認めるもの

②　本業務に関し、次の各号に掲げる事項を記載した業務報告書(月報)を翌月１０日までに提出しなければならない。

(１)　設備・機器管理業務の実績

(２)　データ放送の運営管理実績

(３)　竹田市民チャンネル（111ch）の番組表

(４)　設備・機器等の修繕業務の実績

(５)　広告放送の実績

(６)　その他竹田市が指示する事項

③　毎年度終了後、次の各号に掲げる業務報告書を３０日以内に提出しなければならない。

　(１)　本業務に対する自己評価

(２)　収支報告書

　(３)　自主事業の実施状況

　(４)　その他、竹田市が必要と認めるもの